

舞鶴市国民健康保険条例の一部改正（概要）

令和4年3月定例会 福祉健康委員会
第30号議案 参考資料1 保険医療課

1 保険料賦課限度額の改正

(1) 基礎賦課額（医療分）	63万円	} 82万円	⇒ <u>65万円（+2万円）</u>	} <u>85万円</u>
(2) 後期高齢者支援金等賦課額（支援分）	19万円		⇒ <u>20万円（+1万円）</u>	

※介護納付金賦課額（介護分）は、現行の17万円から変更なし

※医療分+支援分+介護分 99万円 ⇒ 102万円

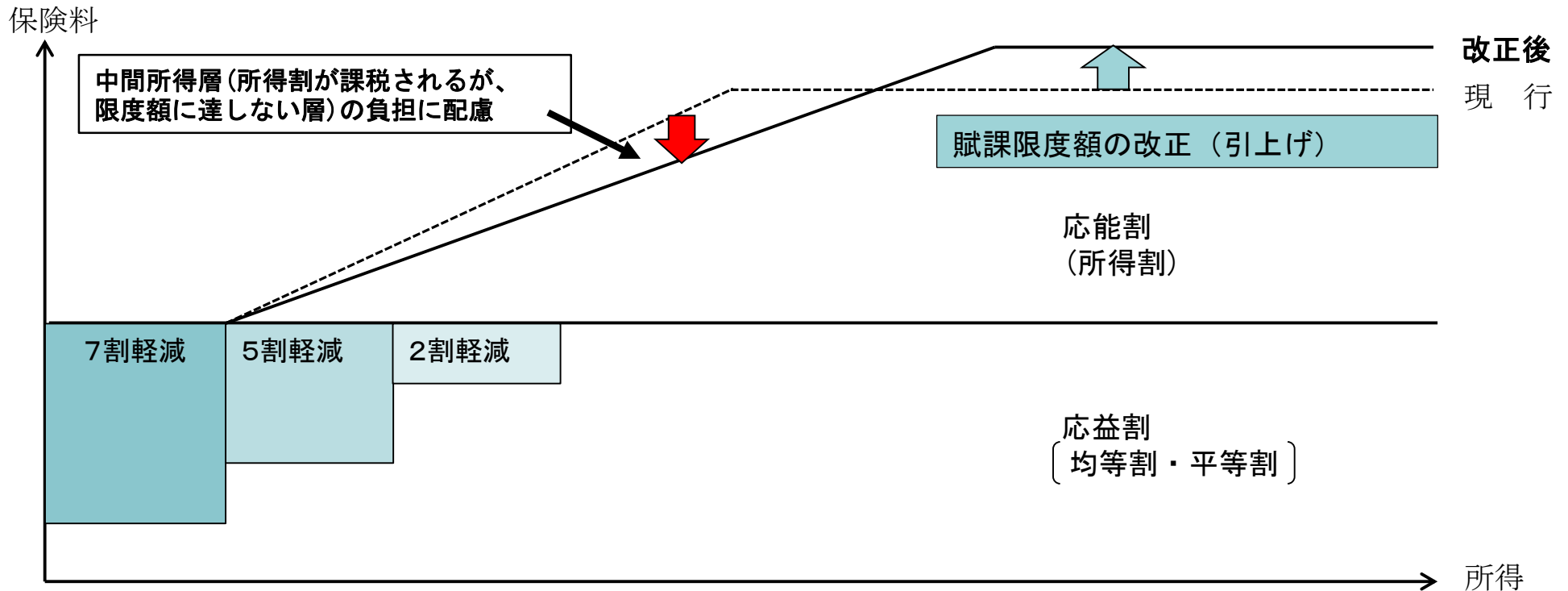
2 未就学児の均等割額を5割減額

(1) 軽減なし ⇒ 5割軽減、2割軽減⇒6割軽減、5割軽減⇒7.5割軽減、7割軽減⇒ 8.5割軽減（資料2参照）

(2) 均等割額の減額の総額を一般会計から国保特別会計へ繰入れ

◎いずれも令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の保険料から適用

1 賦課限度額の改正



2 未就学児の均等割額を5割減額

少子化対策や子育て支援策の一環として、未就学児を対象に均等割額を一人当たり5割減額するもの。

※未就学児が一人いる世帯とし、令和3年度の均等割額26,300円で試算

現 行			改 正 後		
軽減割合	軽減額	世帯主負担額	軽減割合	軽減額	世帯主負担額
軽減なし	0円	26,300円	5割	13,150円	13,150円
2割	5,260円	21,040円	6割	15,780円	10,520円
5割	13,150円	13,150円	7.5割	19,730円	6,570円
7割	18,410円	7,890円	8.5割	22,360円	3,940円